## 理事の職務権限規程

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人富士山クラブ(以下「この法人」という。)の定款第15条の 規定に基づき、理事の職務権限を定め、認定特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な 執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、 定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参 画する。

(理事長)

- 第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を統括する。
  - (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、理事長を補佐し、この法人の 業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ 指名した順序によって、その職務を代行する。

#### 第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める ことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和2年10月5日から施行する。

# (別表) 理事の職務権限

項目	決済権者
	理事長
事業計画案及び予算案の作成に関すること	0
事業報告案及び決算案の作成に関すること	0
人事及び給与(役員報酬含む)に関すること	0
規程案の作成に関すること	0
契約の締結に関すること	0
支出に関すること(100,000円以上)	0
特に重要な事業の実施に関すること	0
職員の教育・研修に関すること	0
渉外に関すること	0
福利厚生に関すること	0
特に重要な寄付の受入に関すること	0
外部に対する文書発簡 (特に重要なもの)	0